

平成21年6月30日  
周南社協要綱第87号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会  
有料広告事業実施要綱

改正 令和3年3月19日・令和3年7月15日

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の新たな財源を確保し、市民の福祉サービスの向上に資することを目的として、本会が有する資産を広告媒体として民間企業等の広告を掲載する事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 本会の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載または掲出することをいう。

(広告の適用除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法律等に違反するもの、またはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの、またはそのおそれがあるもの
- (4) 青少年の健全育成上有害であるもの、またはそのおそれがあるもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 公衆に不快な感情を与えるおそれがあるもの
- (8) 社会問題についての主義主張に関するもので会長が不相当と認めるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として会長が不相当と認めるもの

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 社協だより
- (2) 本会事業のパンフレット及びちらし
- (3) 本会封筒
- (4) 本会ホームページ
- (5) その他、会長が相当と認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに会長が別に定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法、価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに会長が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(第1号様式)に必要な事項を記入の上、会長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 広告掲載の決定は、会長が第3条の規定に基づき広告掲載の可否を決定し、その結果を申込者に決定通知書(第2号様式)または否決通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第9条 広告の内容及びデザイン等については、本会が広告を掲載する広告媒体の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう本会事務局が審査を行うとともに、広告主と本会が必ず協議するものとする。

(広告内容等の変更)

第10条 会長は、広告の内容、デザイン及びリンク先ホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第11条 会長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(4) 広告主、広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

(5) その他、本会広報紙又は本会ホームページへの広告掲載が適切でないと会長が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、会長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還するバナー広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載料の支払い方法)

第14条 本会は、申込者に対し、広告掲載決定後広告料金の請求書(第4号様式)を発行するものとし、申込者は本会から請求された当該広告料金の金額を支払うものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第 15 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する責任を負うものとする。

2 第三者から広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

3 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 15 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

広告掲載申込書

社会福祉法人 周南市社会福祉協議会長 様

広告掲載申込者 住所（所在地）

会社（法人）名

代表者氏名

㊞

担当者氏名

連絡先（Tel）

—

—

（Fax）

—

—

（E-mail）

社会福祉法人周南市社会福祉協議会有料広告実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申込みます。

広告の内容	(※広告案を添付してください) (※データの提出もお願いします)
会社等URL	
掲載希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ( 年間 ・ 6ヶ月 ・ 3ヶ月 ・ 1ヶ月 )

様式第2号（第8条関係）

周南社協発第〇〇号  
令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇  
〇 〇 〇 〇 様

社会福祉法人  
周南市社会福祉協議会  
会 長 〇〇 〇〇

周南市社会福祉協議会広告掲載決定通知書

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、〇〇年〇月〇日付けで申し込みのありました標記の件について、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

- 1 掲載期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで  
( 年間 ・ 6ヶ月 ・ 3ヶ月 ・ 1ヶ月 )
- 2 問合せ先  
社会福祉法人 周南市社会福祉協議会  
総務課管理係 担当：  
〒745-8529 周南市速玉町 3-17 徳山社会福祉センター内  
TEL(0834)22-2115 FAX(0834)22-2116  
E-mail : kanri@shunan-shakyo.or.jp

様式第3号（第8条関係）

周南社協発第〇〇号  
令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇  
〇 〇 〇 〇 様

社会福祉法人  
周南市社会福祉協議会  
会 長 〇〇 〇〇

周南市社会福祉協議会広告掲載否決通知書

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、〇〇年〇月〇日付けで申し込みのありました標記の件について、審査の結果、否決としましたので通知いたします。

記

- 1 否決理由 社会福祉法人 周南市社会福祉協議会 有料広告事業実施要綱  
第3条（〇〇）による
- 2 問い合わせ先 社会福祉法人周南市社会福祉協議会  
総務課管理係 担当  
〒745-8529 周南市速玉町 3-17 徳山社会福祉センター内  
TEL(0834)22-2115 FAX(0834)22-2116  
E-mail : kanri@shunan-shakyo.or.jp

様式第4号（第10条関係）

# 請 求 書

○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○ 様

金 円 也

但し、周南市社会福祉協議会有料広告掲載料として  
（掲載期間：○○年○月○日～○○年○月○日）

年 月 日

社会福祉法人 周南市社会福祉協議会  
会 長 ○ ○ ○ ○

《振込口座》

山口銀行 徳山支店（普通） 6 4 2 1 3 0 8

しゃかいふくしほうじん しゅうなんししゃかいふくしきょうぎかい

社会福祉法人 周南市社会福祉協議会

かいちょう ○○ ○○

会長 ○○ ○○